

特定複合観光施設区域整備計画に係る様式集、認定申請の手引きに対する質問への回答

令和3年9月30日
国土交通省観光庁

第1回質問受付（受付期間：令和3年7月30日～令和3年8月29日）において、区域整備計画の認定申請を予定又は検討している都道府県等から受け付けました質問に対し、以下のとおり回答いたします。
また、以下の回答を踏まえた第2回質問受付の受付日程は、
令和3年10月1日（金） 0時00分 質問受付開始
令和3年11月1日（月） 23時59分 質問受付締切り
といたしますので、区域整備計画の認定申請を予定又は検討している都道府県等におかれましては、更に質問がある場合には、「特定複合観光施設区域整備計画に係る様式集、認定申請の手引きに関する基本的事項」に基づき、ご提出ください。

No.	資料名	項目	該当箇所	質問の内容	回答
			頁		
1	手引き	作成上の留意点 (1) 基本的事項	3	要求基準様式と評価基準様式で記載すべき事項が重複している場合には、頁数制限の観点から一か所で記載し相互参照させた方がよろしいか。それとも、重複して記載する方が望ましいか。	区域整備計画の認定審査の際には、申請のあった区域整備計画について、まず要求基準に適合するものかどうかの確認を行い、要求基準に適合する場合、評価基準に従って審査委員会が評価を行うことから、相互参照は避けて記載してください。
2	手引き	添付書類 解説資料	3	添付書類と解説資料は異なるという理解でよろしいか。（枚数制限は解説資料のみであり、添付資料は含まない等）	ご理解のとおりです。添付書類については枚数制限はございません。
3	手引き	添付書類	3	「添付書類」は審査対象となるという理解でよろしいか。	ご理解のとおりです。
4	手引き	添付書類	3	「添付書類」の変更は、区域整備計画の内容の変更を伴わない場合、告示の軽微変更該当するという理解でよろしいか。	添付書類の内容変更により認定区域整備計画の変更を伴う場合には、当該計画の変更の認定申請（当該変更が軽微な変更にあたる場合には変更の届出）が必要となります。なお、認定区域整備計画の変更を伴う場合、当該変更が軽微な変更にあたるかどうかは、特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画の認定等に関する省令（令和2年国土交通省令第99号）第4条に基づき、判断されるものとなります。 また、認定区域整備計画の変更を伴わない添付書類の内容変更については、同令第5条第3項に基づき、当該変更の内容を明らかにした書類に変更後の添付書類を添付してご提出ください。
5	手引き	解説資料	3	「解説資料」の変更は、区域整備計画の変更該当しないという理解でよろしいか。	解説資料の内容変更により認定区域整備計画の変更を伴う場合には、当該計画の変更の認定申請（当該変更が軽微な変更にあたる場合には変更の届出）が必要となります。

No.	資料名	項目	該当箇所	質問の内容	回答
			頁		
6	手引き	(2) 要約の作成	4	評価基準の要約は、要求基準の提案内容からも記載してもよろしいか。(要求基準と評価基準の内容が一部重複するため、要求基準に詳細な提案内容を記載して、当該部分を評価基準で参照した場合が想定されるため)	区域整備計画の認定審査の際には、申請のあった区域整備計画について、まず要求基準に適合するものかどうかの確認を行い、要求基準に適合する場合、評価基準に従って審査委員会が評価を行うことから、評価基準の要約については、評価基準の提案内容から記載してください。
7	手引き	公表取扱いについて	4	「様式及び解説資料の記載事項について、内容を公表された場合に申請者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容(ノウハウ等)が含まれる場合は、その旨を明らかにすることが望ましい。」との規定に関しては、添付書類もその対象に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	手引き	書式等	4	使用する用紙として、「日本産業規格A列4番サイズ縦長(添付書類の図面は日本産業規格A列3番サイズ)」が示されているが、例えば、予定貸借対照表、予定損益計算書、予定キャッシュ・フロー等を日本産業規格A列3番サイズで作成するなど、必要に応じて、申請者の判断により、任意の用紙サイズを使用することも認められると考えてよいか。	手引きp4の「書式等」に記載している用紙については、区域整備計画に係る様式を対象に記載したものです。図面以外の添付書類については、日本産業規格A列4番サイズ縦長のほか、必要に応じて日本産業規格A列3番サイズを使用していただいて差し支えありません。
9	手引き	作成上の留意点(3)書式等	4	「図面等を除き、各様式の記載に当たり使用する文字の大きさは、原則10.5ポイント程度とし、左20mm、右15mm程度の余白を設定する」と記載があるが、上下の余白の寸法は任意という理解でよろしいか。	上下の余白については、内容の確認しやすさに配慮していただきつつ、任意の設定で差し支えありません。
10	手引き	作成上の留意点(3)書式等	4	「ただし、添付書類の図面については、日本産業規格A列3番サイズとする。」と記載があるが、用紙の余白に関しては任意とさせていただいてしてよろしいか。	添付書類の図面の余白については、内容の確認しやすさに配慮していただきつつ、任意の設定で差し支えありません。
11	手引き	(2) 要約の作成	4	要約するにあたり、建築物のデザインなど図や表等を用いて説明することがより分かり易い場合は、図や表等も利用してよろしいか。	要約については、文字のみでの記載を想定しております。

No.	資料名	項目	該当箇所	質問の内容	回答
			頁		
12	手引き	備品の貸出単価	11	例示されている「備品の貸出単価」について、備品も様々なものがあり、貸出単価も需要に応じて変更することも想定される。各備品の貸出単価は、申請時点で確定することを求めているものではなく、損益計算書のその1「その他収入（備品貸出・サービス等）」の見積もり根拠を説明することと理解してよろしいか。	ご理解のとおりです。
13	手引き	資金計画	11	資金計画の表にある「うち、設置運営事業等の費用総額・割合」について、どの時点の費用総額、また、どのような計算式で割合を算出するのか、その考え方についてご教示いただきたい。	資金調達総額のうち、設置運営事業等に要する費用の総額・割合を記載してください。 資金調達総額と設置運営事業等に要する費用の整合性を確認することを目的としております。
14	手引き	資金計画	11	資金計画の表内の「優先ローン」とは、通常の借入金（いわゆるシニアローン）を意味しているものと理解してよろしいか。	ご理解のとおりです。
15	手引き	会計年度	13～15	会計年度について、例示では「3月期」と記載されているが、申請者の判断により会計年度を設定できるものと理解してよろしいか。それとも、3月決算を前提として記載するのか。	手引きに記載のとおり、3月期決算を想定しております。
16	手引き	予定貸借対照表、 予定損益計算書、 予定キャッシュフロー計算書	13～15	「重要と考えられる項目」の重要な基準はあるか。無ければ、「重要」の判断基準は申請者側で考えればよろしいか。	申請者において適宜ご検討ください。
17	手引き	予定貸借対照表 根拠を記載した書類（予定貸借対照表）の記載項目	13、16	有形固定資産には建物及び構築物以外にも、付属設備や器具備品等もあるが、固定資産の内訳の「建物及び構築物」は、それらも含めた有形固定資産と読み替えて記載することによろしいか。もしくは、「建物及び構築物」のみを記載し、それ以外の有形固定資産は「その他」に記載する方がよろしいか。	後段の記載を想定しております。なお、手引きに記載の項目はあくまでも例示であり、この他にも、重要と考えられる項目は、申請者においてご判断の上、適宜追加してください。
18	手引き	予定損益計算書 その3	19	E B I T D Aの算式が、営業利益＋減価償却費となっていますが、減価償却費以外の非資金費用（無形固定資産や繰延資産の償却費等）も営業利益に加算することによろしいか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	項目	該当箇所	質問の内容	回答
			頁		
19	手引き	資金調達の条件の記載事項	21	自己資本の「調達時期」と「調達期間」の違いはあるか。	「調達時期」は、自己資本の資金調達を開始する時点を指します。「調達期間」は、自己資本の資金調達において想定される期間を指します。なお、調達期間については、調達時期から少なくとも区域整備計画に記載する工程の最終年度（10年後）までの期間で記載してください。
20	手引き	資金調達の条件の記載事項	21	他人資本の「利ざや」は、借入金の利率という理解でよろしいか。	ご理解のとおりです。
21	手引き	資金調達の条件の記載事項	21	優先ローンは、通常の借入金（いわゆるシニアローン）を指しているという理解でよろしいか。	ご理解のとおりです。
22	手引き	区域整備計画における議会の議決及び立地市町村の同意	23	議会及び同意の承認の対象となる区域整備計画は、区域整備計画のみで、添付資料や要約は含まないという理解でよろしいか。	ご理解のとおりで差し支えありません。その上で、申請者の事情により、議会議決の際に図面等の添付書類等を使用すること自体を否定するものではないことを申し添えます。
23	手引き	要求基準7の添付書類（誓約書）	25	添付書類「IR整備法その他の法令の規定を遵守する旨の誓約書」について、区域整備計画の認定後にIR事業者を設立する場合は、IR事業者を設立しようとする者及び設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者となる民間事業者の誓約書を添付するという理解で良いか。	特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）第9条第1項の規定に基づき、設置運営事業等を行うとする民間事業者がまだ設立されていないときは、発起人その他の当該民間事業者を設立しようとする者の誓約書を添付してください。
24	手引き	要求基準7の添付書類（定款）	26	添付書類「設置運営事業者等の定款」について、区域整備計画の認定後にIR事業者を設立する場合は、区域整備計画の認定申請時点で想定している定款（案）を添付するという理解で良いか。	認定申請時点で予定している定款を添付してください。
25	手引き	要求基準8の添付書類（誓約する書面）	28	添付書類「法第四十一条第二項第二号イ又はロに掲げる者のいずれにも該当しないこと及び法第六十条第二項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面」について、区域整備計画の認定後にIR事業者を設立する場合は設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者となる民間事業者が誓約する書面を添付するという理解で良いか。	特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（令和2年12月18日付け特定複合観光施設区域整備推進本部決定）第4の7（2）ア（ク）を踏まえ、IR事業者の役員及び株主又は出資者となる予定の者が誓約する書面を添付してください。

No.	資料名	項目	該当箇所	質問の内容	回答
			頁		
26	手引き	設立時の議決権等の保有者等	28	設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者にかかる書面を提出する趣旨をご教示いただきたい。 区域整備計画の申請前にSPCを設立する場合、設立後から申請時までに株主の変更があった場合でも設立時の議決権等の保有者にかかる書面は必要か。	特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画の認定に必要な事項等を定める告示（令和2年国土交通省告示第1563号）第11条第23号から第25号までの規定に基づき、I R事業者の設立時の議決権等の保有者に関する書面の提出が必要となります。
27	手引き	要求基準11の記載事項	32	要求項目11で求められている「設置運営事業が一の設置運営事業により一体的かつ継続的に行われること」について、「一体的」であることを示すものとしては、I R事業者の特定複合観光施設設置及び運営の一体性及び附帯事業を除き設置運営事業以外の事業を兼業しないことを示す予定である。また、「継続的」であることを示すものとしては、設置運営事業者の利害関係人等の設置運営事業への長期的コミット等を示す予定である。 この点、記載予定内容の方向性が、当該要求項目で求められていることの趣旨に対応しているか、また、その他に記載すべき事項があればお示しいただきたい。	ご指摘の点も含め、要求基準を踏まえ、申請者においてご検討ください。
28	手引き	要求基準13の記載事項	34	要求基準13で求められている「専ら設置運営事業を行うものであることを証する事項」について、添付書類として必要となる「設置運営事業者等の定款及び登記事項証明書」以外に、必要となる記載事項あるいは添付書類がある場合はお示しいただきたい。	申請者において適宜ご検討ください。
29	手引き	有害な影響の排除に係る根拠	36	「I R事業者が当該措置（事項）を適切に実施すると認められる根拠」について、事業者の実績や誓約書等、申請者の判断で記載する理解でよろしいか。	ご理解のとおりです。
30	手引き	要求基準16・評価基準21の記載事項（設備投資）	37、69	要求基準16及び評価基準21で求められている「維持管理及び設備投資の内容」について、「設備投資」とは両様式において同様の意味であり、I R施設の開業後に行うI R施設の改修等を意味していると理解して良いか。	要求基準16及び評価基準21で記載している「維持管理及び設備投資の内容」の「設備投資」は同様の意味です。 また、「設備投資」については、開業後のI R施設の改修のみならず、新規の施設整備についても含むと想定しております。

No.	資料名	項目	該当箇所	質問の内容	回答
			頁		
31	手引き	評価基準3（実際の利用シーンにおいて想定される収容人数）	43	<p>「実際の利用シーンにおいて想定される収容人数」とは、最大値という観点から以下のような事項を記載すれば良いか、あるいは年間の平均値（稼働率等の見込みを加味した数値）を記載すれば良いか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際会議場施設は、各居室の想定収容可能人数 ・展示等施設は、想定される最大規模のイベントの参加人数 ・劇場、ミュージアム、飲食施設などは座席数 ・宿泊施設は客室の定員数×部屋数 	<p>収容人数については、最大値を記載することを想定しております。その上で、展示等施設、劇場、ミュージアム、飲食施設、宿泊施設については、ご指摘の内容を想定しております。</p> <p>国際会議施設については、国際会議開催に必要となる設備等を配置した利用シーンを想定した各居室の収容人数を記載することを想定しております。</p>
32	手引き	評価基準6、7（設置及び運営の方針）	47、48	<p>評価基準6及び評価基準7ともに、具体的記載項目として「設置及び運営の方針」が挙げられているが、評価基準6については施設仕様等のハード面に関する方針、評価基準7についてはイベント誘致等のソフト面に関する方針を記載すると理解して良いか。</p>	<p>評価基準を踏まえ、申請者においてご検討ください。</p>
33	手引き	委託契約書の写し又はこれに準ずるもの	48	<p>「委託契約書の写し又はこれに準ずるもの」の「これに準ずるもの」は、委託を予定している企業等との事前合意内容が分かる協定等であるか。</p>	<p>ご理解のとおりで差し支えありません。その上で、区域整備計画の添付書類についても審査対象となることを申し添えます。</p>
34	手引き	誘致活動にかかる資金	48	<p>「誘致活動（主催者への開催支援を含む。）にかかる資金」とは、誘致に係る費用の概算を記載する理解でよろしいか。</p>	<p>ご理解のとおりで差し支えありません。その上で、区域整備計画の内容が審査対象となることを申し添えます。</p>
35	手引き	評価基準8（訴求力の高さに関する客観的説明）	49	<p>「コンテンツの訴求力の高さに関する客観的説明」について、例えば、過去に行われた類似の取組みでの動員実績や評価内容、あるいは訪日外国人観光客の興味・関心度合いを示すデータ等を記載することでも良いか。</p>	<p>「コンテンツの訴求力の高さに関する客観的説明」の記載内容についてはご提案に委ねます。</p>
36	手引き	評価基準10（レンタル比）	53	<p>「レンタル比（施設全体の床面積に占める客室面積等の割合）」について、「施設全体の床面積」とは、ホテルが含まれている建物の延床面積を意味すると理解して良いか。</p>	<p>宿泊施設に該当する床面積を「施設全体の床面積」としてレンタル比を算出することを想定しております。</p> <p>宿泊施設を他施設と同一の建物内に整備される場合は、その用途や機能等から宿泊施設に該当する床面積を適切に算出することを想定しております。</p>

No.	資料名	項目	該当箇所	質問の内容	回答
			頁		
37	手引き	6号施設の種類の について	57	<p>評価基準13具体的記載事項 に関する補足説明として、「施設ごとに、その種類（主たる用途が魅力増進施設に当てはまらない劇場、競技場、美術館等のほか、遊園地、テーマパーク、水族館、動物園、ショッピングモール等の集客施設）...について記載」とあります。この点、IR区域内に整備される駐車場は、延べ床面積算定に係る考え方等に合致する範囲において、6号施設としての整理が可能という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>IR施設は特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）第2条第1項で規定されているとおりですが、ご指摘の事例がIR施設に該当するかどうかについては、以下の観点を考慮しつつ判断されるものであり、要求基準の適合確認を行う過程で個別に確認を行ってまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IR区域の整備に要するコストの大宗を占めるのは建築物部分であり、カジノ収益の内部還元によるIR区域整備を通じた観光及び地域経済の振興のために、カジノ事業を例外的・特権的に認めるという特定複合観光施設区域整備法の趣旨に鑑みれば、建築物部分の規模に応じたカジノ事業の規模を許容することが制度上適切と考えられること。また、IR施設は、一群の施設であって、一体として設置され、及び運営されるものであること。 ・ 建築物ではないIR施設の部分として平面駐車場等が想定されるが、仮に大規模な平面駐車場を設置し、当該平面駐車場の敷地面積を含むIR区域全体の土地面積の一定割合をカジノ施設とすることを制度上可能とした場合、IR区域への不要な施設整備が助長され、その結果、IR区域が国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現のために整備されるという特定複合観光施設区域整備法の目的を逸脱する可能性があること。また、カジノ施設の規模が過大なものとなることで、依存防止をはじめとしたカジノの弊害防止を目的とするカジノ施設の規模規制の趣旨に反する可能性があること。 ・ IR整備による観光及び地域経済の振興の効果を最大限に発揮させる上で、公益的機能を有する部分の規模を表すものとしては、IR区域の面積や建築物の敷地面積ではなく、建築物部分の規模を表す床面積の合計が最も適切であること。 <p>なお、ご質問の駐車場を仮にIR施設に位置付けた場合、区域整備計画の認定後、当該施設に係る変更があったときは、特定複合観光施設区域整備法第11条に基づく手続が必要となります。また、床面積は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積により算出となることについて申し添えます。</p>
38	手引き	評価基準18（IR施設に対する投資の金額の見込み）	64	<p>「IR施設に対する投資の金額の見込み」について、1～6号の各施設が同一建物内に配置されている場合にどのように記載すべきか、記載方法をお示しください。</p>	<p>1～6号の各施設が同一の建物内に整備される場合は、その用途や機能等から各施設に該当する投資の金額の見込みを割り振る等、申請者において適切に算出してください。</p>
39	手引き	評価基準18、19（旅行消費額）	64、66	<p>「旅行消費額」について、具体的な定義、内訳項目、算出基準等があればお示しいただきたい。</p>	<p>旅行消費による経済波及効果の拡大という観点から、訪日外国人旅行者については、観光庁「訪日外国人消費動向調査」、国内旅行者については観光庁「旅行・観光消費動向調査」を参考に申請者において適切に設定してください。</p>
40	手引き	財務の安定性に係る考え方	69	<p>財務の安定性に係る考え方とは、財務の状況が悪化した場合の措置とは異なる内容を記載する理解でよろしいか。記載内容の考え方についてご教示いただきたい。</p>	<p>想定する事業期間があれば、可能な範囲で、その事業期間における財務の安定性についての考え方を記載していただくことを想定しております。</p>

No.	資料名	項目	該当箇所	質問の内容	回答
			頁		
41	手引き	事業基本計画と区域整備計画の関係	87	事業基本計画と区域整備計画の記載内容が同じ項目は、区域整備計画の提案内容を引用して作成することになるという理解でよろしいか。	特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）第9条第2項の規定により、事業基本計画は区域整備計画の一部を構成するものとされており、事業基本計画を含めて区域整備計画を作成してください。
42	手引き	各種数値等の記載方法	全般	<p>区域整備計画への記載が必要となる各種数値（施設の規模、各種費用、収支計画、資金計画、経済的社会的効果等）及びI R事業の工程（工事の発注、着手及び完了、I R施設の開業の時期等のスケジュール）並びに添付書類として求められている各種図面及び財務書類の記載内容については、政令に定める基準又は要件に適合していることは前提としつつ、申請者の任意により、各記載内容の性質や計画状況に応じて、概数又は大要での記載、一定程度の幅のある記載、単位設定（四捨五入、切捨て等）による大まかな記載等とすることができると理解して良いか。</p> <p>なお、他の開発事業と同様に、一般的に、開発計画の内容は基本計画、基本設計、実施設計、建設工事と段階的に詳細化され確定していくものであり、区域整備計画に記載する内容は、初期段階に当たる基本計画に相当する内容となることから、一定は大要的あるいは大まかな記載とならざるを得ない。</p>	ご理解のとおりで差し支えありません。その上で、区域整備計画の内容や添付書類は審査対象となることを申し添えます。
43	手引き	施設の機能（主な設備）	全般	<p>施設の機能として記載が求められている「主な設備」について、記載が想定される具体事例を示していただきたい。</p> <p>例えば、劇場の場合には、主な設備である「舞台・音響・照明等」を記載し、美術館の場合には、施設内のエリアに応じた「ギャラリー機能」「ライブラリー機能」「物販機能」といった記載を想定しているが問題ないか。</p> <p>また、様式集又は手引きに特段の指定がない限り、申請者において、各施設において重要あるいは主要と考える設備を任意に判断し記載すれば良く、特筆すべき設備の設置を予定していない場合には、記載は不要であると理解して良いか。</p>	「主な設備」の記載内容についてはご提案に委ねます。

No.	資料名	項目	該当箇所	質問の内容	回答
			頁		
44	手引き	添付書類の取扱い	全般	<p>法第9条に定める申請都道府県等の議会議決（第8項）、国土交通大臣による認定（第11項）等の対象は区域整備計画であり、以下の諸要素を踏まえても、添付書類は当該条項の対象にはならないと理解しているが問題ないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・添付書類は、区域整備計画が認定要件を満たしていることを確認・審査するための補足的な資料である。 ・添付書類には、時系列として上記手続き時に存在しない書類（議決を得たことを証する書類等）が存在する。 ・添付書類には、公となった場合に、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報が含まれている。 	<p>ご理解のとおりで差し支えありません。その上で、申請者の事情により、議会議決の際に添付書類を使用すること自体を否定するものではないことを申し添えます。</p>
45	手引き	添付書類（平面図、立面図及び断面図）	全般	<p>添付書類「特定複合観光施設を構成する施設の構造を明らかにする平面図、立面図及び断面図」については、施設計画の実情に合わせて、申請者において、施設の構造を明らかにする上で必要と認められる箇所（主要部分、標準部分等）を任意に設定の上、作成及び添付すると理解して良いか。</p>	<p>ご理解のとおりで差し支えありません。その上で、区域整備計画の添付書類についても審査対象となることを申し添えます。</p>
46	手引き	添付書類（特定複合観光施設の外観を示す図）	全般	<p>添付書類「特定複合観光施設の外観を示す図」については、申請者において、各IR施設について代表的な視点を任意に設定し、作成及び添付できると理解して良いか。</p>	<p>ご理解のとおりで差し支えありません。その上で、区域整備計画の添付書類についても審査対象となることを申し添えます。</p>
47	手引き	添付書類（特定複合観光施設を構成する施設の外観及び内部主要部分を示す図）	全般	<p>添付書類「特定複合観光施設を構成する施設の外観及び内部主要部分を示す図」については、申請者において、評価基準で求められている内容を説明する観点で必要と認められる主要施設や主要部分を任意に選択し、作成・提出できると理解して良いか。</p> <p>また、「内部主要部分を示す図」については、施設内部のデザイン、仕上げ、内装等は設計段階で検討するのが通常であり区域整備計画の作成時点では未定であることから、内部主要部分のイメージが分かる図（スケッチ、類似施設の内部写真等を含む。）、高さや間仕切り等を示した概念図等とすることも可能と理解して良いか。</p>	<p>ご理解のとおりで差し支えありません。その上で、区域整備計画の添付書類についても審査対象となることを申し添えます。</p>

No.	資料名	項目	該当箇所	質問の内容	回答
			頁		
48	手引き	添付書類（特定複合観光施設の設計の概要を記載した書類）	全般	添付書類「特定複合観光施設の設計の概要を記載した書類」について、「設計の概要」として記載が必要な項目について、具体例をお示しいただきたい。	「設計の概要を記載した書類」については、手引きp8に記載のとおり、「敷地面積、建築面積、延べ面積、建蔽率、容積率、最高の高さ、階数、構造、主要用途」が記載されたものを指します。
49	手引き	添付書類（委託契約書の写し等）	全般	設置運営事業者がその行う業務を他の者に委託する場合に求められている添付書類について、設置運営事業の開始後に業務を委託する可能性はあるものの、必ずしも区域整備計画の認定の申請前に委託契約の締結を行うわけではないことから、区域整備計画の認定の申請時点で委託契約を締結していない場合は、添付書類の提出は不要である、あるいは申請者の任意により、「委託契約書の写しに準ずるもの」として委託候補先からの「意向表明書」のようなものを添付できると理解して良いか。	ご理解のとおりで差し支えありません。その上で、区域整備計画の添付書類についても審査対象となることを申し添えます。

特定複合観光施設区域整備計画に係る様式集、認定申請の手引きに対する意見への回答

令和3年9月30日
国土交通省観光庁

第1回意見受付（受付期間：令和3年7月30日～令和3年8月29日）において、区域整備計画の認定申請を予定又は検討している都道府県等から受け付けました意見に対し、以下のとおり回答いたします。

No.	資料名	項目	該当箇所 頁	意見の内容	回答
1	手引き	評価基準25（ギャンブル等依存が疑われる者等の割合の算出方法）	85	<p>ギャンブル等依存が疑われる者等の割合の算出にかかる調査は、区域整備計画認定後、毎年度実施するものとされているが、他方で、ギャンブル等依存症対策基本法に基づく国の調査は3年ごとの実施となっている。</p> <p>依存症対策の効果は、単年度では「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」に現れにくいのではないかと考えられ、都道府県等による調査についても3年ごとの方が妥当ではないかと考えている。</p> <p>この点、カジノ施設の設置・運営に伴う有害な影響を排除するための施策を評価する観点から、IR施設の営業開始以降については毎年度調査を行うことにするとともに、費用対効果に鑑みても、IR施設の営業開始までの間は3年ごととするのが適当ではないか。</p> <p>シンガポールの事例でも3年ごとの調査となっている。</p> <p>過去に同様の調査を実施した際、専門家からは「1年間で自然経過がでるか疑問。3年程度空けた方がいいように思う。」といった意見あり。</p>	<p>「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」は、ギャンブル等依存症全般を対象としており、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カジノ施設開業前であっても、自治体等によるギャンブル等依存症対策の実施が想定されること ・「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」の算出は過去1年以内の被験者の行動も対象としていること ・区域整備計画認定後は、申請者はIR整備法第37条第1項の規定に基づき、毎年度、実施状況評価を受けることから、認定後、毎年度の調査実施が望ましいものと考えております。